

定款変更につき通知公告

当社栗山興産株式会社（本店：郵便番号 069-1511 北海道夕張郡栗山町中央四丁目 1 番地、代表取締役 高橋 浩一）は、令和 8 年 5 月 1 日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することを決議いたしましたので公告します。

これにより、同日に当社の株券は無効となります。

記

1. 決議日 : 2026 年 3 月 30 日（弊社第 52 回定時株主総会にて決議）
2. 株券不発行の効力発生日 : 2026 年 5 月 1 日
3. 理由 : 会社法第 214 条および定款第 6 条に基づき、株券の不発行を定めたため
4. 公告方法 : 当社ウェブサイト（URL: <http://kuriyamakousan.jp>）による電子公告にて行います。
5. お問い合わせ先 : 栗山興産(株)株式会社 総務・経理部 TEL : 0123-72-0142
E-mail : mail@kuriyamakousan.jp

以上